

「三重県ツキノワグマ管理計画」（中間案）の概要

1. 計画の名称と考え方

（1）名称 三重県ツキノワグマ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）

（2）管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）

（3）計画の期間 策定日 から 2027（令和9）年3月31日 まで
（三重県第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

（4）計画の対象地域 三重県全域

2. 現状と課題

三重県のクマは、国において、絶滅のおそれのある地域個体群（紀伊半島地域個体群）として位置づけられ、本県では三重県自然環境保全条例に基づき「三重県指定希少野生動植物種」に指定し、保護を図ってきた。しかし、近年、クマの分布域が拡大傾向にあり、人の生活圏への出没増加に加え、目撃件数についても令和6年度は令和5年度の約4倍に増加し、さらに人身被害も発生するなど、クマが人の命や生活を脅かす状況となっている。

そのため、「人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を防止する」ことを目的とした特定計画を作成する。

3. 計画の目標

○ 人身被害ゼロ

○ 人の生活圏への出没防止

4. 目標を達成するための施策

計画の目標達成に向けて3つの施策を実施する。

（1）被害防止対策

クマによる被害を防止するために、人の生活圏に出没するような問題個体の駆除や注意喚起などに取り組む

（2）里地里山の管理

人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制するために、人の生活圏と奥山の間で、緩衝帯（バッファゾーン）の整備や集落周辺における誘引物の管理・除去などに取り組む

（3）自然環境の保全

人の生活圏への出没抑制を図るため、野生鳥獣が奥山で住みやすい環境の創出に取り組む

5. 施策等の実施方法

（1）ゾーニング管理

人とクマの活動区域を3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた取組を実施する。

区分	概念	主な取組
被害防止ゾーン	集落内や農地など人間の活動が盛んな地域（人の生活圏）	問題個体の駆除（緊急銃猟を含む）、出没情報提供の充実、防護柵の整備
緩衝ゾーン	人の生活圏とクマの生息域の間の地域（里山）	問題個体の駆除、緩衝帯の整備・維持、誘引物の管理・除去
生息・保護ゾーン	クマの生息に適した地域（森林）	問題個体の駆除、適切な森林整備の推進

複数ゾーンに跨る熊野古道においては、人身被害の未然防止に向けた取組を充実・強化する。

（2）個体群管理

紀伊半島地域個体群が存続可能な個体数水準に管理していくことをふまえ、年間総捕獲数の上限目安を設定する。錯誤捕獲された個体は原則放獣する。

①ゾーニングによる捕獲 ②年間総捕獲数の上限目安の設定 ③錯誤捕獲の防止 ④隣接県間の連携

（3）モニタリング等調査

個体数の推計及び個体群の分布域の精度を向上させるため、生息状況などのモニタリングを継続して実施する。

①生息数推定調査 ②出没状況調査 ③被害状況調査 ④環境調査

6. その他事項

（1）普及啓発・人材育成

（2）捕獲者の育成

（3）緊急対応と連絡体制の構築